

第 73 号

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例

熊本産業展示場条例（平成8年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表展示ホールの項中「

1, 302, 400円	488, 400円
--------------	-----------

」を「

1, 385, 010円	521, 630円
--------------	-----------

」に、「651, 200円」を「692, 510円」に、「814, 000円」を「867, 880円」に、「179, 080円」を「184, 370円」に、「976, 800円」を「1, 038, 760円」に、「366, 300円」を「391, 220円」に、「

488, 400円	610, 500円
-----------	-----------

」を「

519, 380円	650, 910円
-----------	-----------

」に、「519, 380円」に、「134, 310円」を「138, 280円」に、「244, 200円」を「260, 810円」に、「325, 600円」を「346, 250円」に、「407, 000円」を「433, 940円」に、「89, 540円」を「92, 180円」に、「122, 100円」を「130, 410円」に、「162, 800円」を「173, 130円」に、「203, 500円」を「216, 970円」に、「44, 770円」を「46, 090円」に改め、同表多目的ホールの項中「

107, 800円	40, 430円
-----------	----------

」を「

114, 670円	43, 280円
-----------	----------

」に、「53, 900円」を「57, 330円」に、「67, 380円」を「71, 950円」に、「14, 850円」を「16, 300円」に、「64, 680円」を「68, 800円」に、「24, 260円」を「25, 970円」に、「

32, 340円	40, 430円
----------	----------

」を「

34, 400円	43, 170円
----------	----------

」に、「34, 400円」に、「8, 910円」を「9, 780円」に、「43, 120円」を「45, 870円」に、「16, 170円」を「17, 310円」に、「21, 560円」を「22, 930円」に、「26, 950円」を「28, 780円」に、「5, 940円」を「6, 520円」に改め、同表大会議室の項中「38, 280円」を「41, 820円」に、「14, 360円」を「15, 680円」に、「19, 140円」を「20, 910円」に、「23, 930円」を「26, 140円」に、「5, 280円」を「5, 400円」に、「25, 520円」を「27, 880円」に、「9, 570円」を「10, 460円」に、「12, 760円」を「13, 940円」に、「15, 950円」を「17, 430円」に、「3, 520円」を「3, 600円」に、「4, 790円」を「5, 230円」に、「6, 380円」を「6, 970円」に、「7, 980円」を「8, 71

0円」に、「1,760円」を「1,800円」に改め、同表中会議室の項中「25,520円」を「27,880円」に、「9,570円」を「10,460円」に、「12,760円」を「13,940円」に、「15,950円」を「17,430円」に、「3,520円」を「3,600円」に改め、同表屋外展示場の項中「30円80銭」を「32円30銭」に、「11円55銭」を「12円16銭」に、「15円40銭」を「16円15銭」に、「19円25銭」を「20円24銭」に、「4円40銭」を「4円60銭」に改める。

別表の2の表展示ホールの冷暖房設備の項中「48,400円」を「53,960円」に、「36,300円」を「40,470円」に、「24,200円」を「26,980円」に、「12,100円」を「13,490円」に改め、同表多目的ホールの冷暖房設備の項中「2,750円」を「3,060円」に、「1,650円」を「1,830円」に、「1,100円」を「1,220円」に改め、同表展示ホールの可動席の項中「175,560円」を「179,420円」に、「101,640円」を「103,880円」に改め、同表電気設備一式の項中「44円」を「51円」に改め、同表水道設備一式の項中「385円」を「393円」に改め、同表ガス設備一式の項中「737円」を「753円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

熊本産業展示場の施設使用料及び設備使用料の算定に係る経費の単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。